

令和2年

第3回東栄町議会臨時会

会議録

令和2年10月28日(水)

令和2年第3回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 令和2年10月28日(水) 開会 午前10時00分
閉会 午前10時27分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 伊藤芳孝	2番 森田昭夫
3番 山本典式	4番 浅尾もと子
5番 加藤彰男	6番 伊藤真千子
7番 伊藤紋次	8番 原田安生

不応招議員 なし

出席議員

1番 伊藤芳孝	2番 森田昭夫
3番 山本典式	4番 浅尾もと子
5番 加藤彰男	6番 伊藤真千子
7番 伊藤紋次	8番 原田安生

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	神谷純子
--------	------	----	------

出席議員の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第7号 令和2年度東栄町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第4 議案第54号 令和2年度東栄町一般会計補正予算（第7号）について

日程第5 報告第8号 専決処分した事件の報告について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。定足数に達していますので、ただ今から、『令和2年第3回東栄町議会臨時会』を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に、ご配付した日程のとおりでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により1番伊藤芳孝君、4番浅尾もと子君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2、『会期の決定』を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。
(なしの声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日限りといたします。

----- 承認第7号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第3、承認第7号『令和2年度東栄町一般会計補正予算第6号の専決処分の承認を求めることについて』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(議長、副町長の声あり)

議長（原田安生君）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

承認第7号『令和2年度東栄町一般会計補正予算第6号の専決処分の承認を求めることについて』。今回の専決処分につきましては、8月22日の落雷によりとうえい保育園、とうえい温泉、東栄小学校及び総合社会教育文化施設のそれぞれの機器に不具合が出た件につきまして早急に対応すべきものとして10月9日付けで専決処分させていただいたものです。それでは予算

書の1ページをお願いします。専決第8号令和2年度東栄町一般会計補正予算第6号について。続いて2ページお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ711万4千円を追加し、予算総額を43億3268万4千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。6ページをお開きください。3款2項2目保育園費11節修繕料は、保育園入口の自動施錠機の電源盤、プール給排水の電源盤、職員用キッチンの電気温水器及び給食室の勝手口の自動施錠機の修理にかかるものです。6款1項5目温泉施設費11節修繕料は、泉源ろ過装置制御盤及び油面計システムの修理にかかるものです。9款2項小学校費3目学校施設整備費11節修繕料は、ガスヒートポンプエアコンの基盤、自動火災報知設備受信機、消火栓ポンプ運転操作盤、校内放送設備、電動水抜き操作盤、インターネット環境及び校内インターフォンチャイムの修理にかかるものです。6項1目総務管理費11節修繕料は防犯設備の修理にかかるものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。今回の補正の財源につきましては、20款5項1目雑入の建物共済の共済金を充てるものとしており19款の繰越金につきましては端数調整のため計上してあります。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

承認第7号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についての質疑をお願いいたします。補正予算説明書の4ページから7ページまでです。質疑はございませんか。

（議長、5番の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

やはり雷の関係で至急対策を取るという点で、それぞれのところの改修をしたというのは大切な点だと思うんですけども、同時にですね、いわゆる雷対策の時に電気機器に雷が入らないようにするというような対策なり、そういう仕組みもあるかと思うんですけども、その辺りは事前にですね、してなくて今回こういうことになったという点が1点。それから今後、こういうことないようにですね、他の施設についても点検を進めていくという点もこの中で考えてみえると、その辺どうでしょうか。

（議長、教育課長の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

小学校関係につきましては、元々避雷針ですとか避雷装置につきましては設備はございません。20M以上の建物については、避雷針等の設備が義務付けられておりますけれども、今現在、東栄小学校にはございません。今回の修理につきましてもまずは現状復帰を目指しておりますので、今回の修理費の中にはそういう避雷装置だとかを足して修理ということではございません。避雷装置につきましては今後の検討課題かと思います。

（議長、経済課長の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

温泉の落雷の対策ですけども、落雷対策の一般的なブレーカーは付いています。今回壊れたのがのですね、燃料の油面計のセンサーなんですけれども、20年前の古いものが付いてま

して。今回取りつけるものは最新のもので落雷対策が付いているものを付けました。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。
(議長、4番の声あり)

4番（浅尾もと子君）

今回被害にあったもの、事前にこの一覧として報告が議会に対して出されていましたが、とうえい温泉に対する被害はこの中では報告が上がっていないので、この表に含まれない被害が他にあるか伺います。
(議長、経済課長の声あり)

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

リスト出さなくて申し訳ないです。落雷かどうかというところがちょっと分からなくてその時に。色々調べていたらどうも落雷の可能性があるというか、落雷ですということでリストには載せませんでした。温泉はこれ以外には無いということです。経済課関係です。申し訳ないです。すみません。
(議長、4番の声あり)

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

保育園で今回被害が出ています。昨年新築したばかりの保育園での被害なので、最新の設備が整っていたというふうに私は考えているのですが、それでもこのような被害が出てしまったということで、落雷や停電への対策が十分だったのか、保育園に限って伺えたらと思います。例えばUPSですとか雷サージ対策タップ等家庭でもできる程度の対策はされていると思うんですけれども、そういった役場内での統一した対策というものがあるか伺います。
(議長、住民福祉課長の声あり)

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

保育園につきましては、先ほど教育課長がお話しされたと思うんですけれども避雷針等設備はされておりません。今回の場合ですねイレギュラー的なところがありまして電柱に直接雷が落ちるというような形でしたので、仮定の話しで申し訳ないかもしれないんですけれども、雷対策をとっておったとしてもちょっと今回の場合は防げたかどうかというのはちょっと疑問に思うところがあります。今後につきましても今回教訓にしまして、なるべく雷対策を考えなきゃいけないというふうには考えています。以上です。
(議長、2番の声あり)

議長（原田安生君）

はい、2番

2番（森田昭夫君）

事務手続きの事についてお伺いしたいんですが。落雷が起きたのは8月ですね。落雷は。

10月に契約をしたんですか、この補正予算。先程の副町長の話しだと10月6日に執行したと聞いたんですが。ちょっとその辺、もう1回説明の事でお聞きしたいのですが。
(議長、副町長の声あり)

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

できるものについてはなるべく早くやりたいということでして、おりましたが中々今回金額的にのすものもありまして、見積もりを色々徴収したり修理の方法もした中で、最終的に見積書等をですね整えたのが10月になってしまったということで、10月9日付けで専決をさせていただきました。そういったことでございます。よろしくお願ひします。

(議長、2番の声あり)

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

そうするとそれまで全然使われずにおった、修理せずに、8月に落ちて10月まで全然手付けずで置いといたわけですか。こういうのは早くやるべきじゃないのかなと思ったのですから。10月まで結局手付けずで置いといたということですね。見積書が出てこなかったというのは。

(議長、副町長の声)

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

全てが整ったのが10月でございます、一部は前に一覧で出ささせていただきましたが、できるところはしながら、予算が後先になってしまいましたが、全ての見積もりが整ったところで専決処分させていただいたということでございます。

(議長、2番の声あり)

議長（原田安生君）

はい、2番

2番（森田昭夫君）

8月に落雷が起きたらすぐにでも修理しなきゃならないところばかりですので、ですからこんなに遅くやらなくて専決処分はもっと早くやって9月の議会にでも報告した方が良い話であって何でこんなに遅くなっちゃったのかなあとと思ったんですから。今後も色々検討いただきたいなあと。やっぱり壊れた時にすぐに修理かけるわけでしょ。修理お願いするということは予算執行するわけですから、そこで専決されとるわけですよ。ですから8月に落雷の事故が起きて10月に専決したというのはちょっとつじつまがあわんじやないのかな、こう思ったものですから、1回その辺のところは1回検討いただきたいなと思います。本来だったら8月に落雷事故が起きたんだっついでに修理かけるわけですから、お願いするわけですから。お願いした時にそこで予算が無くて専決ということになるはずですので、その辺の1回事務手続きをご検討いただきたいなと思います。以上です。

議長（原田安生君）

それでは要望ということで。その他ございますか。

議長（原田安生君）

特に無いようですので、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。
討論はございませんか。
（なしの声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、承認7号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。
（なしの声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号『令和2年度東栄町一般会計補正予算第6号の専決処分の承認を求めることについて』の件は、原案のとおり承認されました。

----- 議案第54号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第4、議案第54号『令和2年度東栄町一般会計補正予算第7号について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。
（議長、副町長の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の1ページをお願いします。議案第54号令和2年度東栄町一般会計補正予算第7号について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ385万3千円を追加し予算総額を43億3653万7千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、9月議会の後、必要となったものでありまして緊急に措置する必要があることからお願いするものです。歳出からお願いいたします。6ページをお開きください。2款1項7目企画費は職員が産休に入るため、その補充をするために追加するものです。3款2項2目保育園費は、10月から零歳児が新たに2名入園したことによる保育士の追加補充と調理員の病気休暇による補充のため追加するものです。7款1項1目土木総務費19節住宅リフォーム事業補助金は、8月末以降申請者が急増し予算をほぼ消化したことから今後の予定も含め追加するものです。9款7項1目森林体験交流施設費15節建物屋根塗替え工事は、工事内容を精査した結果、外部足場の増設、諸経費の見直しの必要が生じたことから追加するものです。続いて歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。今回の補正予算の財源は全額19款繰越金を充当します。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第54号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について補正予算説明書の4ページから7ページまで。質疑はございませんか。
（議長、4番の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

6 ページの歳出 3 款 2 項 2 目保育園費について伺います。保育士業務委託料と給食調理員業務委託料あわせて 202 万円なのですが、なぜ委託なのか伺いたと思います。個人に対する委託なのか、どこかの事業者に対する委託なのか伺いたと思います。
(議長、住民福祉課長の声あり)

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

こちらに計上してある経費につきましては、個人に対して委託するものでございます。
(議長、4 番の声あり)

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

会計年度任用職員等ではいけなかったのか伺います。
(議長、住民福祉課長の声あり)

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

こちら予定している方につきましては、1 週間でローテーションを組んでもらって 1 人という形にさせていただいておりますので、会計年度任用というよりも委託料の方が適していると考えております。以上です。
(議長、4 番の声あり)

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

何度も過去に申し上げたことですが、個人に対する委託という形をとりますと労働者ではないというような雇用の形になるわけです。業務災害ですとか通勤災害ですとかそういったことで保育士さん、調理員さんの不利益になると考えますので、安全に業務ができるような体制を考えていただきたいと要望いたします。

議長（原田安生君）

要望ということでよろしいですね。

議長（原田安生君）

他にございませんか。

特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。
(なしの声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案 54 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。
(なしの声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号『令和 2 年度東栄町一般会計補正予算第 7 号について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 報告 8 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 5、報告第 8 号『専決処分した事件の報告について』の件を議題といたします。
執行部の説明を求めます。
(議長、総務課長の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

報告第 8 号、専決処分した事件の報告について。1 枚めくっていただきたいと思います。専決第 9 号、損害賠償額の決定及び和解について。この専決処分につきましては、交通事故によるもので示談が成立しまして和解に至ったものでございます。中段から下になりますが、1 和解の相手方、ここは省略させていただきます、2 事故の概要、令和 2 年 8 月 19 日午前 9 時頃、本郷字森山地内三叉路にて、公用車が県道を直進する際、公用車が通過しきる前に一時停止中の相手車が発進したため衝突したものでございます、3 損害賠償額、46,080 円。以上でございます。

議長（原田安生君）

報告第 8 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
(議長、5 番の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

確認で質問しますけども、この損害賠償額については過失割合ということでこの金額になったという理解でよろしいかということと、それから以前もですね交通事故の報告が他にもあったと思うんですね。一定規模の事業所の場合やっぱり交通安全の管理者という設定も含めてですね、その中でその事業所として交通安全対策をしていくという取り組みも十分必要かと思うんですね、ですからこういう経過の中で新たな事故が無くなるようにですね対策を今後取っていくということを含めて考えてみえるかその 2 点お伺いします。
(議長、総務課長の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

この損害賠償額につきましては、過失割合ではじき出されたものでございます。あと職員の交通事故、接触事故昨年度あたりかなり件数がございました。そこで町といたしましても自動車運転技術の講習を 1 回やらせていただいて、あと設楽署員の交通課の警察官をお招きしての講習でありましたが、ここらへんを 1 回東栄ドームの駐車場で行わせていただきました。引き続き運転に自信のない職員等を募りましてこういう講習会をやってく予定でございます。以上です。

(議長、4番の声あり)

議長(原田安生君)

はい、4番。

4番(浅尾もと子君)

この専決の議案だけでは事故の状況が詳しく分からないので、後ほど事故の状況の図を付けて明らかにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

(議長、総務課長の声あり)

議長(原田安生君)

はい、総務課長。

総務課長(内藤敏行君)

保険会社へ提出する見取図というのがございますが、そこはお見せできるかどうかという問題もございますので、議会上程するには2の事故の概要、これで十分だと思いますのでよろしくをお願いします。

(議長、4番の声あり)

議長(原田安生君)

はい、4番。

4番(浅尾もと子君)

事故の状況が詳しく分からないのでお尋ねしますが、三叉路で相手が一時停止していた時で、役場側の車が直進する時に相手が動き出してぶつかったと。一時停止の線があって相手が停車していたのであれば過失側の多くは相手方にあると推測しますが、役場側には主にどんな過失があったのか、また具体的な過失割合を伺います。

(議長、総務課長の声あり)

議長(原田安生君)

はい、総務課長。

総務課長(内藤敏行君)

過失割合は9対1でございます。役場職員が151号から鈴金石油の下を通っていたところに二タ田から上がる三叉路がございます。そこで相手方が一時停止しておったわけですが、職員がその前を通過した時に一時停止から発信したということで、どちらも車両は動いておりました。ですので10対0ということはありませんので、9対1という割合で、その1割が46,080円ということになります。以上です。

議長(原田安生君)

以上で質疑を打ち切ります。報告第8号を終わります。

----- 閉 会 -----

議長(原田安生君)

以上で、本臨時会に上程されました案件は、議了いたしました。これをもちまして令和2年第3回東栄町議会臨時会を閉会いたします。

<10:27 閉会>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
